

定例議会で議員は一般質問ができます。一般質問とは「市政一般に関する質問」を略した言い方で、議員が市政に関するさまざまな問題について、市長や部長など行政の執行機関に質問することです。一般質問により、市の政策や仕事の進め方の見直し、変更、新たな政策提案を認めてもらう事が目的だと思いいり組んでいます。6月議会では、週刊増田好秀 vol.12 「最も冴えた高齢者福祉の取り組み方」の内容「養護老人ホームと学童保育・保育園の複合施設の創設」について一般質問を行いました。何か切り口を変えて質問した末の市川市の回答は「複合施設の建設計画はない。各施設(※特別養護老人ホーム・新設保育園等)の個別整備計画はある。事業者から併設の希望があった際は検討余地があり、決定した際は手続きなど一緒に進める。」というものでした。提言も含めて一般質問をして感じた事は、今の市川市が率先して「養護老人ホームと学童保育・保育園の複合施設を創設するぞ!」という展開にはなりにくい。という事です。理由は vol.12 の引用になりますが「リスク管理や国との調整」を思いのほか手間に感じているのではないか?という仮説によります。行政ではなく、高齢者福祉や幼児教育について高い志を持つ事業者に、公募等を含めて積極的に手を挙げてもらうか、市に PFI 方式(※公共サービスの提供に際して民間資金を必要とする場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法)の利用を0から提案する位の気概で取り組んでいただいてももらった方が、実現に近いのではないか…と現在、考えています。市川市の執行機関の方達の、「特養老人ホームの待機者数を減らしたい」「待機児童を減らしたい」という取り組みを邪魔する気持ちは毛頭ありません。その上で、今よりもっと市川市は良くなる。と信じて、この件については議会外を含めて、少しでも切り口を変えて活動を続けていきます。「今後も住み続けてみたい市川市」を思い描き、話し合ってみてください。個々人の想いが集まっていけば、良い街が形成されます。

今日も1日、素敵な日を過ごせますように。気をつけて行ってらっしゃいませ!

平成25年10月31日

増田好秀